1. FX 業者のモニタリングについて

- 〇 9月26日に、当庁において今事務年度の「実践と方針」(変革期における金融サービスの向上に向けて~金融行政のこれまでの実践と今後の方針~)を公表した。「実践と方針」のうち、FX 業者と関わり合いが特に深い箇所を説明する。
- O 店頭 FX 業者については、金融行政上の課題として、決済リスク管理 態勢の強化に取り組むことが重要である。
- 〇 昨年4月、金融先物取引業協会が中心となり、2016年に引き続き FX 業者による2回目のストレステストを実施した結果、おおむね次のような点が認められた。
- ・ 未カバーポジションへのストレス及び未収金の発生シナリオに基づくストレスをかけた結果、ほとんどの業者が、十分な自己資本(自己資本規制比率が120%以上)を維持している。
- 他方、カバー取引先の破綻シナリオに基づくストレスをかけた結果、 十分な自己資本を確保できなくなる業者は3割弱であった。
- 〇 今後、金融庁としても、報告書で示された提言について、必要な制度整備を行っていくこととしている。特に、ストレステストについては、十分な自己資本の水準の計算方法や、最大カバー先破綻時の想定損失額の計算方法など、その詳細な内容・方法を関係部局と連携しつつ検討していくこととしており、こうした検討を踏まえつつ、店頭FX業者の決済リスク管理強化に向けた対応の状況を検証し、モニタリングを行っていく。
- この他、FX 取引に係る当局への苦情件数は、ピーク時(平成 20 年頃) より減少したものの、対面営業における営業担当者からの強引な勧誘 等に起因する当局への苦情が相変わらず多く寄せられている。
- 顧客に勧誘を行うに際しては、顧客の知識、経験、財産の状況、投 資目的といった顧客属性等を考慮した勧誘販売がおこなわれているこ

とが重要であり、適切な勧誘販売体制を構築していただきたい。

2. トルコリラ急落に伴う対応

- 〇 8月中旬、米国とトルコの関係悪化の懸念等から、トルコリラが急落した。これを受けて、トルコリラを買い建てしている投資家にロスカットルールが適用され、未収金が発生した FX 業者もいると聞いている。また、トルコリラ急落の影響で南アフリカランドなど他の新興国通貨も下落した。
- 近年、投資家の間で人気となっている新興国通貨は、高金利である 一方、国際政治・経済の影響を受けやすく、為替相場が急変した場合 は、流動性の低下によってスプレッドが拡大し、投資家は不測の損失 を負うリスクもある。
- 〇 しかしながら、今般のトルコリラ急落において、未収金の発生金額は、業界全体でスイスフランショック時の約100分の1の規模であり、 顧客からの苦情もほとんど発生していないと聞いている。
- これは、昨年に導入した法人顧客を相手方とする店頭 FX 取引に係る 証拠金規制の効果とロスカットルールの運用が適正に行われたことに 加え、店頭 FX 業者が、顧客への安定的なレート配信に努めていただい た結果と考えられる。また、一部の FX 業者は、今回のトルコリラ急落 を受けて、顧客の新規建玉の上限の引下げや必要証拠金額を引上げる など、リスク管理を強化したと聞いている。
- ロスカットルールがあったとしても、相場急変により投資家は委託 証拠金額を上回る損失が生じることもある。FX 業者におかれては、引 き続き、ロスカットルールの顧客への丁寧な説明とロスカットルール の適切な運用に努めていただきたい。
- また、今般の急落後においても、トルコリラが高金利であること、 あるいは、今が買い時であること等を盛んに広告している FX 業者も見 受けられた。先ほど述べたとおり、高金利であることは、それだけ不 測の損失を負うリスクが高いということであり、顧客がその商品のリ

スクを理解したうえで、適切に投資判断が行われるよう情報を提供するなど、広告も含めた適切な勧誘販売体制を構築していただきたい。

3. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- 〇 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与被害の増加を背景に、それらを未然に防ぐための対策が求められる中、金融庁として、2019年に予定されている第4次FATF対日相互審査も踏まえ、官民が連携して、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されない金融システム確保のための体制整備等の確立が重要と認識している。
- こうした観点から、当庁では、金融機関等の実効的な態勢整備を促すため、本年2月、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表し、その後、6月下旬に、金融先物取引業協会を通じて、同ガイドラインが求める対応事項と現状対応状況とのギャップ分析のほか、当該ギャップ解消に向けた具体策の検討実施を要請させていただいた。
- 当庁としても、同ガイドラインの適切な運用を目指し、各社の取組 み状況等の進捗をフォローアップするため、各社が作成されたギャッ プ分析結果等をベースにヒアリングを実施していく。
- O FX 業者におかれては、非対面という取引形態等、商品・サービス、 業務の特性も勘案し、マネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し た上で、事業環境・経営戦略、リスクの許容度も考慮しつつ、当該リ スクに見合った低減措置を講ずることが必要であり、優先度の高い課 題として取り組んでいただきたい。

(以上)